

令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、2050年のゼロカーボン社会の実現に向けて再生可能エネルギーなど県有施設の脱炭素化に資する設備の導入等を推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号、以下「規則」という。）、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助要件)

第2条 補助対象事業及び補助要件は、別表1に定めるとおりとする。

(補助事業者)

第3条 PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル募集要項に基づき、県有施設への太陽光発電設備等の導入を行う事業者（以下「補助事業者」という。）を本補助金の交付対象者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が事業を実施するために必要な経費とし、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に別表3に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 第6条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下

「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更(ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の変更は除く。)
- (2) 補助事業の内容の変更(ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。)
- (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(様式第3号)を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に別表4に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、相当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条第1項に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに支払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、前2条の規定に関わらず、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補

助金の一部を概算払することがある。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、第7条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (6) 補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 2 前項の規定は、第10条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 知事は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 第1項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

（取得財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第7号）を備え、管理するとともに、第9条第1項に規定する実績報告書に添付して提出するものとする。

（取得財産の処分の制限）

第16条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭

和 40 年大蔵省令第 15 号) に定められた耐用年数に相当する期間とする。

- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に収入があったと認めたときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の経理等）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金について、この要綱の規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。

別表1（第2条関係）

区分	内容
補助対象事業	県有施設に太陽光発電設備をオンサイトPPA方式により導入する事業。ただし、導入する太陽光発電設備で発電した電力は当該施設において消費することとする。
補助要件	<p>○太陽光発電設備</p> <p>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2」の2(2)ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(2) 商用化され、導入実績があること。</p> <p>(3) 中古設備でないこと。</p>

別表第2（第4条関係）

補助率等		○太陽光発電設備 補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入の額を控除した額の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)。なお、上限額は別に定める。		
補助対象経費	区分	費目	細分	内容
	工事費	本工事費 (直接工事費)	原材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
			労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度、農林水産省と国土交通が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
			直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次に掲げる費用をいう。</p> <p>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)</p>

	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次に掲げる費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	本工事に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵扉に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。	
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。	
業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。		

※ 本事業における「太陽光発電設備」とは、太陽光電池モジュール、パワーコンディショナ、架台、その他の付属機器をいう。

別表第3（第5条関係）

区分	内容
補助金交付申請書の添付書類	(1) 事業計画書（別紙1） (2) 収支予算書（別紙2） (3) 事業経費に関する見積書（事業費及び補助対象経費を確認することができるもの） (4) 対象設備に関する資料 (ア) 対象設備に係る仕様書 (イ) 設計図面（全体の仕様が分かる書類） (ウ) 機器配置図 (エ) システム系統図 (オ) 単線結線図

	<p>(5) 太陽光発電設備等の設置完了後に締結する電力供給契約における電気料金単価設定の積算内訳書(電気料金から補助金交付額相当分が控除されていることを確認できる書類)</p> <p>(6) その他知事が必要と認める書類</p>
--	---

別表第4 (第9条関係)

区分	内容
補助金実績報告書の添付書類	<p>(1) 事業実績書(別紙1)</p> <p>(2) 収支決算書(別紙2)</p> <p>(3) 施工前、施工中、施工完了時の写真</p> <p>(4) 事業に係る支払等の証拠書類(見積書、注文書、請求書、払込金受取書等)</p> <p>(5) 事業に係る契約の証拠書類(契約書等)</p> <p>(6) その他知事が必要と認める書類</p>

令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住 所

事業者名

代表者職氏名

㊟

令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 事業経費に関する見積書
- (4) 対象設備に関する資料
- (5) 太陽光発電設備等の設置完了後に締結する電力供給契約における電気料金単価設定の積算内訳書
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 本件担当者氏名等
氏 名
電話番号
E-Mail

(注)

様式の押印を省略する場合は、下記欄に担当者及び責任者の職氏名・連絡先を記入するとともに、電子メールにより、責任者並びに下記県担当者及び県上席者を宛先（BCC不可）とした上で送信すること。

（押印省略の場合は、以下すべての様式で同様に扱う。）

・県上席者 山野 yamano-takashi@pref.ehime.lg.jp

・県担当者 津吉 tsuyoshi-junpei@pref.ehime.lg.jp

※本様式使用時は、本注釈は削除して使用すること。

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

事業計画書

1 補助事業に係る対象設備等

（対象施設の名称）

（1）設備概要		
太陽光発電設備	設置場所	
	・公称最大出力合計	[kW]
	・型式（メーカー）	
	※以下、追加すること	
（2）年間発電量	[kWh/年]	
（3）自家消費電力量	[kWh/年]	自家消費率： %

（対象施設の名称）

（1）設備概要		
太陽光発電設備	設置場所	
	・公称最大出力合計	[kW]
	・型式（メーカー）	
	※以下、追加すること	
（2）年間発電量	[kWh/年]	
（3）自家消費電力量	[kWh/年]	自家消費率： %

（注）3施設目がある場合は、追加すること。

2 経費の配分

区分	総事業費	補助対象経費	負担区分			備考
			自己資金	県費補助金	寄付金その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

3 事業完了予定年月日

収支予算書

1 収入の部（単位：円）

区 分	予算額	備考
自己資金		
県費補助金		
借入金		
その他		
合 計		

2 支出の部（単位：円）

区 分	経費全体額	左のうち 補助対象経費	備考
消費税及び地方消費税			
合 計			

※積算内訳は、別紙としてもよい。
 ※収支の計はそれぞれ一致すること。

令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業変更等承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住 所

事業者名

代表者職氏名

㊟

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付申請を変更したいので、令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 補助対象経費の額の変更 <input type="checkbox"/> 事業内容の変更 <input type="checkbox"/> 事業の中止（廃止） <input type="checkbox"/> その他		

※該当する変更事項の欄をチェックし、変更前・変更後の内容を記載してください。

2 変更の理由

3 関係書類

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本 件 責 任 者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担 当 者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金事故報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

(報告者)

住 所

事業者名

代表者職氏名

㊟

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業の状況について、令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告の内容

補助事業の進捗状況	
原因及び内容	
措置	
内容に係る金額	
補助事業の遂行及び完了予定年月日	令和 年 月 日

2 関係書類

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金実績報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

(報告者)

住 所

事業者名

代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金の実績について、令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) 施工前、施工中、施工完了時の写真
- (4) 事業に係る支払等の証拠書類
- (5) 事業に係る契約の証拠書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本 件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担 当 者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

事業実績書

1 補助事業に係る対象設備等

（対象施設の名称）

（1）設備概要		
太陽光発電設備	設置場所	
	・公称最大出力合計	[kW]
	・型式（メーカー）	
	※以下、追加すること	
（2）年間発電量	[kWh/年]	
（3）自家消費電力量	[kWh/年]	自家消費率： %

（対象施設の名称）

（1）設備概要		
太陽光発電設備	設置場所	
	・公称最大出力合計	[kW]
	・型式（メーカー）	
	※以下、追加すること	
（2）年間発電量	[kWh/年]	
（3）自家消費電力量	[kWh/年]	自家消費率： %

（注）3施設目がある場合は、追加すること。

2 経費の配分

区分	総事業費	補助対象経費	負担区分			備考
			自己資金	県費補助金	寄付金 その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

3 事業完了年月日

収支決算書

1 収入の部（単位：円）

区 分	予算額 a	決算額 b	差引 a-b	備考
自己資金				
県費補助金				
借入金				
その他				
合 計				

2 支出の部（単位：円）

区 分	予算額 a	決算額 b	決算額のうち 補助対象経費	差引 a-b	備考
消費税及び地方消費税					
合 計					

※積算内訳は、別紙としてもよい。
 ※収支の計はそれぞれ一致すること。

令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金支払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

(請求者)
住 所
事業者名
代表者職氏名 ㊟

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定のあった県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金について、令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 _____円

(内訳)

交付決定通知額 金 円
概算払受領済額 金 円
今回請求額 金 円

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本 件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担 当 者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

(請求者)

住 所

事業者名

代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金について、令和6年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 _____円

(内訳)

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

財産処分承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)
住 所
事業者名
代表者職氏名 ㊟

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 6 年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したので、令和 6 年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 取得財産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
円
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(注) 処分の方法の欄には、仕様、譲渡、交換、貸付け、廃棄等の別を記載すること。

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本 件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	